

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和7年9月4日(木) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

第1 議案第41号 墨田区教育委員会における墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の施行に関する規則の一部改正について

第2 議案第42号 令和8年度墨田区立小・中学校募集人数について

報告事項

第1 教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について(資料1)

第2 令和7年度墨田区立図書館・コミュニティ会館図書室・すみだ共生社会推進センター情報資料コーナー蔵書点検結果について(資料2)

議案第41号

墨田区教育委員会における墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の施行に関する規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和7年9月4日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

「墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例」の一部改正に伴い、所要の改正をする必要がある。

墨田区教育委員会における墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

墨田区教育委員会における墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の施行に関する規則（平成27年墨田区教育委員会規則第23号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（個人番号の利用事務）</p> <p>第2条 条例別表第1教育委員会の部に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p><u>(4) 区で管理する住登外者（区の住民基本台帳に記録されていない者であって、区民とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を一意に特定するための住登外者宛名番号等を付番し、及び管理する機能による、住登外者の情報に対する付番及び管理に関する事務</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>（教育委員会の他の機関に提供する特定個人情報）</u></p> <p>第4条 条例別表第3区長の部第4欄に規定する規則で定める特定個人情報は、「<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について</u>」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）により、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する者に準ずるものとされる外国人要保護者又は同条第1項に規定する者に準ずるものとされる外国人被保護者であった者に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の実施に関する情報とする。</p>

付 則

この規則は、令和7年9月16日から施行する。

議案第42号

令和8年度墨田区立小・中学校募集人数について

上記の議案を提出する。

令和7年9月4日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり定める。

(提案理由)

墨田区学校選択制度実施要綱第4条の規定により、定める必要がある。

令和8年度墨田区立小・中学校募集人数について

小学校名	通学区域内の 住民基本台帳 児童数(人)	募集人数(受入可能数)	
		児童数(人)	学級数(学級)
緑	99	他学区からの 選択停止	
外手	81	90	3
二葉	117	他学区からの 選択停止	
錦糸	80	90	3
中和	48	55	2
言問	45	55	2
小梅	55	90	3
柳島	92	92	3
業平	68	90	3
両国	85	90	3
横川	68	90	3
菊川	66	90	3
第三吾嬬	73	90	3
第四吾嬬	33	55	2
第一寺島	67	67	2
第二寺島	59	90	3
第三寺島	58	58	2
曳舟	79	90	3
中川	65	他学区からの 選択停止	
東吾嬬	37	55	2
押上	68	90	3
八広	120	他学区からの 選択停止	
隅田	55	55	2
立花吾嬬の森	60	60	2
梅若	69	90	3

中学校名	通学区域内の 住民基本台帳 生徒数(人)	募集人数(受入可能数)	
		生徒数(人)	学級数(学級)
墨田	166	165	5
本所	168	130	4
両国	223	200	6
豎川	164	130	4
錦糸	242	130	4
吾嬬第二	112	130	4
寺島	126	130	4
文花	192	130	4
桜堤	227	165	5
吾嬬立花	176	165	5

※募集人数は、各小中学校の通学区域内に居住する児童・生徒数及び、各学校施設の現況等から設定している。

※通学区域の学校を希望する場合は、募集人数にかかわらず全員の受入を行う。

ただし、当該住所に生活実態が無いことが確認できた場合は、受入を行わない。

※通学区域内の入学予定者数の増加に応じて、受入可能人数を拡大する場合がある。この場合、通学区域外からの受入は行わない。

※「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」の改正により、学級数増が見込まれた場合、募集人数(受入可能数)の変更を行う可能性がある。

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

1 趣旨

区長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定による意見聴取の依頼があった。依頼内容は、緊急に処理しなければならず、かつ、教育委員会を招集するいとまがなかったため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定による教育長の臨時代理により、8月29日付けで異議ない旨を回答した。

2 意見聴取のあった条例案名

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 墨田区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例
- (5) 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

3 区長からの依頼文

別紙1のとおり

4 条例案概要

別紙2のとおり

5 回答文

別紙3のとおり

7 墨 総 法 条 第 6 号
令 和 7 年 8 月 2 8 日

墨田区教育委員会

教育長 加 藤 裕 之 様

墨田区長 山 本



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和7年度墨田区議会定例会9月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、妊娠、出産等についての申出をした幼稚園教育職員及び3歳に満たない子を養育する幼稚園教育職員に対して講ずべき措置を定めるほか、所要の規定整備をする必要がある。

3 施行期日

令和7年10月1日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第17条の4第1項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

第17条の5第1項中「（次条において）」を「（以下）」に改める。

第17条の6の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第17条の7 教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年墨田区条例第7号）第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る申出職

員の意向を確認するための措置

- 2 教育委員会は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 教育委員会は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 墨田区教育委員会は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の第17条の7第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、同日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、妊娠、出産等についての申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対して講ずべき措置を定めるほか、所要の規定整備をする必要がある。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(子育て部分休暇)</p> <p>第17条の4 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第17条の5 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)</p> <p>第17条の7 教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年墨田区条例第7号）第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第17条の4 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第17条の5 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
2. 教育委員会は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
3. 教育委員会は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 墨田区教育委員会は、この条例の施行の前においても、この条例による改正後の第17条の7第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、同日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。



7 墨 総 法 条 第 7 号
令 和 7 年 8 月 2 8 日

墨田区教育委員会

教育長 加 藤 裕 之 様

墨田区長 山 本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和7年度墨田区議会定例会9月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、妊娠、出産等についての申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対して講ずべき措置を定めるほか、所要の規定整備をする必要がある。

3 施行期日

令和7年10月1日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第16条の4第1項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

第16条の5第1項中「（次条において）」を「（以下）」に改める。

第16条の6の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第16条の7 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年墨田区条例第7号）第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして墨田区規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の墨田区規則で定める事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして墨田区規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」

という。) に対して、墨田区規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして墨田区規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の墨田区規則で定める事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして墨田区規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 任命権者は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の第16条の7第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、同日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（提案理由）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、妊娠、出産等についての申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対して講ずべき措置を定めるほか、所要の規定整備をする必要がある。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(子育て部分休暇)</p> <p>第16条の4 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第16条の5 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして墨田区規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の墨田区規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の墨田区規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)</u></p> <p>第16条の7 任命権者は、<u>職員の育児休業等に関する条例（平成4年墨田区条例第7号）第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第16条の4 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第16条の5 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして墨田区規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の墨田区規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の墨田区規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして墨田区規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の墨田区規則で定める事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして墨田区規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。)に対して、墨田区規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして墨田区規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の墨田区規則で定める事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして墨田区規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の第16条の7第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、同日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

7 墨 総 法 条 第 8 号
令 和 7 年 8 月 2 8 日

墨田区教育委員会
教育長 加 藤 裕 之 様

墨田区長 山 本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和7年度墨田区議会定例会9月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を踏まえ、1年につき10日分の勤務時間に相当する時間を勤務しないことができる部分休業を創設する必要がある。

3 施行期日

令和7年10月1日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年墨田区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第14条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第15条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第15条第2項中「勤務時間条例第16条の4第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条の4第1項」を「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年墨田区規則第10号。以下「勤務時間規則」という。）第25条の4第4項若しくは幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年墨田区教育委員会規則第7号。以下「幼稚園教育職員勤務時間規則」という。）第30条の4第4項」に、「子育て部分休暇」を「第1号子育て部分休暇」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、勤務時間規則第25条の4第6項又は幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の4第6項に規定する第2号子育て部分休暇に係る申出（申出内容

の変更による場合を含む。) をしている職員については、第1号部分休業を承認することはできない。

第15条第3項本文中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同項ただし書中「規則」を「墨田区規則」に、「子育て部分休暇」を「第1号子育て部分休暇」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく墨田区規則の規定による第2号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている非常勤職員については、第1号部分休業を承認することはできない。

第15条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第15条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

- 2 勤務時間規則第25条の4第4項、幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の4第4項又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく墨田区規則に規定する第1号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第2号部分休業を承認することはできない。

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第15条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第15条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準と

して条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、勤務時間規則第25条の4第6項、幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の4第6項又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく墨田区規則に規定する第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員については、当該各号に定める時間から当該第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に10を乗じて得た時間（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第15条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第16条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第17条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第17条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休

業法」という。)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の第15条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を踏まえ、1年につき10日分の勤務時間に相当する時間を勤務しないことができる部分休業の制度を創設する必要がある。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第17条並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 勤務日数を考慮して墨田区規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>）</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第15条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「<u>第1号部分休業</u>」という。）の承認は、<u>30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 勤務時間条例第15条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第16条第1項の規定による育児時間、勤務時間条例第16条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条の2第1項の規定による介護時間又は職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年墨</p>	<p>[同左]</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第17条並びに<u>第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>[同左]</p> <p>第14条 [同左]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して墨田区規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第15条 <u>部分休業の承認は、正規の勤務時間（前条第2号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して墨田区規則で定める非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 勤務時間条例第15条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第16条第1項の規定による育児時間、勤務時間条例第16条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条の2第1項の規定による介護時間又は勤務時間条例第16条の4第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条</p>

田区規則第10号。以下「勤務時間規則」という。）第25条の4第4項若しくは幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年墨田区教育委員会規則第7号。以下「幼稚園教育職員勤務時間規則」という。）第30条の4第4項の規定による第1号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該第1号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。この場合において、勤務時間規則第25条の4第6項又は幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の4第6項に規定する第2号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第1号部分休業を承認することはできない。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく墨田区規則の規定による育児時間、介護時間又は第1号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合における第1号部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該第1号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 4 勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく墨田区規則の規定による第2号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更によ

例第17条の4第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

〔新設〕

る場合を含む。) をしている非常勤職員については、第1号部分休業を承認することはできない。

(第2号部分休業の承認)

第15条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

〔新設〕

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

2 勤務時間規則第25条の4第4項、幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の4第4項又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく墨田区規則に規定する第1号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第2号部分休業を承認することはできない。

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第15条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

〔新設〕

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第15条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準とし

〔新設〕

て条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、勤務時間規則第25条の4第6項、幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の4第6項又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく墨田区規則に規定する第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員については、当該各号に定める時間から当該第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に10を乗じて得た時間（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第15条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

（部分休業における給与の減額）

第16条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号。以下

〔新設〕

〔同左〕

第16条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号。以下「給与条例」という。）第15条第1項、

「給与条例」という。)第15条第1項、幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年墨田区条例第20号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。)第18条第1項並びに会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年墨田区条例第13号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第9条第1項及び第23条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条、幼稚園教育職員給与条例第21条並びに会計年度任用職員給与条例第13条及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額(同条にあっては、報酬額)を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第17条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年墨田区条例第20号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。)第18条第1項並びに会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年墨田区条例第13号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第9条第1項及び第23条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条、幼稚園教育職員給与条例第21条並びに会計年度任用職員給与条例第13条及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額(同条にあっては、報酬額)を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第17条 第11条の規定は、部分休業について準用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の第15条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。



7 墨 総 法 条 第 1 0 号
令 和 7 年 8 月 2 8 日

墨田区教育委員会

教育長 加 藤 裕 之 様

墨田区長 山 本



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和7年度墨田区議会定例会9月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見
をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

墨田区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

2 提案理由

より充実した幼児教育及び効率的な幼稚園運営を実施するため、近隣の教育・保
育施設の設置状況等を踏まえ、墨田区立柳島幼稚園を廃止する必要がある。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第 号

墨田区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

墨田区立幼稚園設置条例（昭和43年墨田区条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表墨田区立柳島幼稚園の項を削る。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

より充実した幼児教育及び効率的な幼稚園運営を実施するため、近隣の教育・保育施設の設置状況等を踏まえ、墨田区立柳島幼稚園を廃止する必要がある。

墨田区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表		別表	
名 称	位 置	名 称	位 置
墨田区立緑幼稚園・ 墨田区立第三寺島幼 稚園	[略]	墨田区立緑幼稚園・ 墨田区立第三寺島幼 稚園	[略]
[削除]		墨田区立柳島幼稚園	東京都墨田区横川五 丁目2番30号
墨田区立菊川幼稚園 ・墨田区立立花幼稚 園	[略]	墨田区立菊川幼稚園 ・墨田区立立花幼稚 園	[略]

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



7 墨総法条第 14 号
令和 7 年 8 月 28 日

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和 7 年度墨田区議会定例会 9 月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、貴委員会の意見
をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条
例の一部を改正する条例

2 提案理由

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の
一部改正を踏まえ、扶養親族に配偶者がいる場合の補償基礎額の加算を廃止する
ほか、所要の規定整備をする必要がある。

3 施行期日

公布の日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第 号

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年墨田区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号を削り、同項第2号中「第4条第3項第2号」を「第4条第3項第1号」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「第4条第3項第3号」を「第4条第3項第2号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「第4条第3項第4号」を「第4条第3項第3号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「第4条第3項第5号」を「第4条第3項第4号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「第4条第3項第6号」を「第4条第3項第5号」に改め、同号を同項第5号とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正を踏まえ、扶養親族に配偶者がいる場合の補償基礎額の加算を廃止するほか、所要の規定整備をする必要がある。

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(補償基礎額)</p> <p>第3条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に定める額を加算して得た額をもって補償基礎額とする。ただし、経験年数が16年以上の学校医及び学校歯科医については、扶養親族についての加算は行わないこととする。</p> <p>(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 都条例第4条第3項第1号に定める額</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 都条例第4条第3項第2号に定める額</p> <p>(3) 60歳以上の父母及び祖父母 都条例第4条第3項第3号に定める額</p> <p>(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 都条例第4条第3項第4号に定める額</p> <p>(5) 重度心身障害者 都条例第4条第3項第5号に定める額</p> <p>4 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第3条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔同左〕</p> <p>(1) <u>配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） 都条例第4条第3項第1号に定める額</u></p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 都条例第4条第3項第2号に定める額</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 都条例第4条第3項第3号に定める額</p> <p>(4) 60歳以上の父母及び祖父母 都条例第4条第3項第4号に定める額</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 都条例第4条第3項第5号に定める額</p> <p>(6) 重度心身障害者 都条例第4条第3項第6号に定める額</p> <p>4 〔略〕</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例案概要

- 1 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 - (1) 改正理由及び内容
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、妊娠、出産等についての申出をした幼稚園教育職員及び3歳に満たない子を養育する幼稚園教育職員に対して講ずべき措置を定めるほか、所要の規定整備をする。
 - (2) 施行期日
本年10月1日

- 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 - (1) 改正理由及び内容
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、妊娠、出産等についての申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対して講ずべき措置を定めるほか、所要の規定整備をする。
 - (2) 施行期日
本年10月1日

- 3 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 - (1) 改正理由及び内容
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を踏まえ、1年につき10日分の勤務時間に相当する時間を勤務しないことができる部分休業を創設する。
 - (2) 施行期日
本年10月1日

- 4 墨田区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例
 - (1) 改正理由及び内容
より充実した幼児教育及び効率的な幼稚園運営を実施するため、近隣の教育・保育施設の設置状況等を踏まえ、墨田区立柳島幼稚園を廃止する。
 - (2) 施行期日
令和8年4月1日

5 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正を踏まえ、扶養親族に配偶者がいる場合の補償基礎額の加算を廃止するほか、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

公布の日

7 墨教庶第1213号
令和7年8月29日

墨田区長
山本 亨 様

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について（回答）

令和7年8月28日付け7墨総法条第6号外4件により意見を求められた下記の条例案については、貴案のとおりで異議ありません。

記

- 1 意見聴取のあった条例案名
 - (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 - (2) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 - (3) 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 - (4) 墨田区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例
 - (5) 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

令和7年度 墨田区立図書館・コミュニティ会館図書室・すみだ共生社会推進センター情報資料コーナー蔵書点検結果報告について

1 実施期間

令和7年6月3日から令和7年7月4日まで

2 点検内容総括

(冊)

館名称 項目	ひきふね 図書館	緑 図書館	立 花 図書館	八 広 図書館	東駒形 コミュニティ会館	梅若橋 コミュニティ会館	横 川 コミュニティ会館	共生社会推進 センター	計
蔵書在架確認資料数	169,195	99,628	55,541	58,515	70,947	59,535	80,243	7,650	601,254
不明資料数	100	91	14	38	44	32	69	5	393
不明資料割合	0.06%	0.09%	0.03%	0.06%	0.06%	0.05%	0.09%	0.07%	0.07%

※「蔵書在架確認資料数」＝蔵書点検期間中に在庫を確認した資料数（ひきふね図書館自動出納書庫は含まず）を表す（貸出中等の資料は除く）。

※「不明資料数」＝全館蔵書点検終了後の抽出数

3 不明資料数の推移

(冊)

館名称 実施年度	ひきふね 図書館	緑 図書館	立 花 図書館	八 広 図書館	東駒形 コミュニティ会館	梅若橋 コミュニティ会館	横 川 コミュニティ会館	共生社会推進 センター	計	不明資料 割合
平成27年度	425	298	49	138	36	64	77	4	1,091	0.24%
平成29年度	456	342	70	110	73	71	84	4	1,210	0.16%
平成30年度	399	193	67	66	63	58	77	2	925	0.12%
平成31年度	329	129	51	41	57	44	68	1	720	0.10%
令和2年度	244	57	35	35	25	39	42	0	477	0.06%
令和3年度	211	34	16	41	24	25	29	3	383	0.06%
令和4年度	182	28	18	46	16	14	26	4	334	0.06%
令和5年度	168	51	16	47	22	28	25	3	360	0.06%
令和6年度	123	83	13	40	39	26	72	4	400	0.07%
令和7年度	100	91	14	38	44	32	69	5	393	0.07%

※平成28年度は大規模改修工事のため、蔵書点検未実施

4 除籍対象資料

(冊)

実施年度	平成27年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
除籍対象資料	347	378	243	354	193	121	72	112	83	98

※不明資料のうち、3か年に渡り不明状態である資料については、発見できる見込みが低いと判断されることから、除籍対象とする。